

山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議について

1 制度の説明

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

○ 不当な差別的取扱の禁止と合理的な配慮の提供（第7条・第8条）

	不当な差別的取扱いの禁止	社会的障壁除去についての必要かつ合理的な配慮の提供
行政機関等	義務	義務
事業者	義務	義務

○ 施行：令和6年4月1日

事業者は、障害者から社会的障壁の除去の意思の表明があった場合、負担が過重でないときは、障害等の状態に応じて、必要かつ合理的な配慮をする。

○ 必要かつ合理的な配慮を行うための環境の整備（第5条）

行政機関及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、施設設備の整備、職員に対する研修、その他必要な環境の整備に努める。

○ 事業者が対応する指針（第11条）

主務大臣は、事業者が適切に対応するために必要な指針を定める。

○ 指導・勧告（第12条）

主務大臣は、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、助言、指導若しくは勧告することができる。

◇ 第22条で、主務大臣の権限は、政令により、地方公共団体の長等が行うこととされている。

○ 障害者差別解消支援地域協議会（第17条）

国や県の機関で、医療、介護、教育その他障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、関係機関により構成される協議会を組織することができる。

◇ 構成員（第17条2項）

関係機関の他、特定非営利法人その他の団体、学識経験者、県が必要と認める者

(2) 山梨県障害者幸住条例

○ 障害者差別地域相談員（第32条・第33条）

障害者等からの障害を理由とする差別等の相談業務（R6年度41名）

○ 障害者差別解消推進員（第34条）

障害者差別地域相談員への指導及び助言、地方法務局等の関係機関との連絡調整

○ 障害者差別解消支援ネットワーク会議（第38条）

相談業務を円滑に進めるための指導及び助言、その他障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、地方法務局等の関係機関、障害者団体、その他の関係者で構成する山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議を組織する。

2 障害者差別解消支援ネットワーク会議の取組

○ 業務内容

- ① 合理的配慮等に関する情報の共有
構成機関等から提供された合理的配慮の事例等の情報を共有する。
 - ② 合理的配慮等に向けた取組の検討
合理的配慮を行うための環境の整備につながる取組等を検討し、事業者等に周知する。
 - ③ 困難事案への対応に係る協議調整
解決が困難な事案への対応を協議し、解決に適した機関を調整する。
- ◇ 個別案件に対するあっせんや調停は行わない。

○ 委員の構成

- ・ 学識経験者
 - ・ 障害当事者とその家族等
 - ・ 山梨県障害者幸住条例で不当な差別的取扱いの禁止を定めた各分野に関する事業者
 - ・ 障害者差別解消法で事業者に指導、勧告できるとされる国や県の関係機関
- ◇ 条例で不当な差別的取扱いの禁止を定める分野
福祉、医療、教育、商品販売・サービス提供、雇用、建物・公共交通、不動産、情報コミュニケーション

○ 活動内容

- ・ 年2回、全体会を開催する。
- ・ 緊急かつ重大な事案が生じた場合、必要に応じて、関係する委員で部会を開催する。
- ・ 合理的配慮のための環境の整備等に係る情報を、随時、事務局から構成機関等に提供する。

○ 情報の共有

- ① 関係機関等における合理的配慮の提供等に関する事例は、随時、事務局で受け又は、必要に応じて、事務局から関係機関等に照会することで情報を収集する。
- ② 事務局で得た合理的配慮の提供等に関する事例は、環境の整備や事案の発生予防につながる情報として、随時、関係機関等へEメール等を利用して提供する。
- ③ 蓄積された事例の中から、関係機関等の意見を聞く必要のあるものや、広く周知するもの等を全体会の議題とする。

令和5年度障害を理由とする差別の解消に関わる取組等について

資料2

1 相談体制の整備、会議の実施

- (1) 障害者差別地域相談員委嘱式 5月11日開催（第1回研修会と同日）
- (2) 障害者差別地域相談員研修会
 - ① 全体 5月11日(木) 開催 小畑山梨大学名誉教授による講演
 - ② 圏域別 11月2日(木) (中北) 11月13日(月) (峡東)
11月16日(木) (峡南) 11月24日(金) (富士東部) 開催
 - ③ 全体 3月13日(水) 開催
- (3) 障害者差別解消支援ネットワーク会議
 - ① 令和5年8月22日(火)開催 正副会長の選任・県から・情報交換
 - ② 令和6年2月13日(火)開催 R5相談の概要・情報交換
- (4) 相談業務
 - ・ 障害者差別地域相談員42名配置（県委嘱）
 - ・ 県障害福祉課に障害者差別解消推進員2名配置
 - ・ 障害者差別地域相談員と障害者差別解消推進員が連携、情報共有し相談業務に当たる。

2 周知・啓発活動

- (1) 県政出張講座
 - 6月23日(金) 甲斐市 開催 受講者 10名
 - 3月21日(木) 身延山高等学校 開催 受講者 12名
 - H28年度から 94回 受講者約 4580名
- (2) 「ネットワーク通信」 令和5年度 2号発行 (通算51号)
- (3) やまなし心のバリアフリー推進事業
 - ① やまなし心のバリアフリー宣言事業所の登録推進
 - ・ 障害者差別解消推進員・障害者差別地域相談員による登録依頼
 - ・ 令和6年3月31日現在 821事業所登録
 - ② 障害者週間の取組
 - ・ やまなし心のバリアフリー推進事業 ポスター・標語募集（7月～9月）

応募数	ポスター	19点	(小中	14点	一般	5点	前年度比	-2点)
	標語	94点	(小中	90点	一般	4点	前年度比	0点)

- ・ 障害者週間周知啓発キャンペーン 12月5日(火) JR甲府駅前
- ・ 障害者の主張大会 12月6日(水) 県防災新館 開催

③ ホームページを通じた広報等

やまなし思いやりパーキング制度・やまなし福祉マップへの協力依頼

(4) その他

① 県自立支援協議会権利擁護部会 6回開催予定

4月26日(水) 5月24日(水) 9月27日(水) 11月22日(水)

1月24日(火) 3月27日(月) 開催

② 県自立支援協議会権利擁護部会イベント(しゃべり場)

第1回 8月29日(火) 県立図書館

改正障害者差別解消法について説明

第2回 10月19日(木) 南都留合同庁舎

③ 県と地域の合同自立支援協議会 12月8日(金)

④ 県職員の研修会

バリアフリー推進責任者を対象とした「心のバリアフリー推進講座」の開催

10月16日(月) 10月25日(水)

11月6日(月) 11月9日(木) 開催

⑤ 内閣府障害者差別解消支援地域協議会体制整備・強化ブロック研修会参加

10月24日(火)

⑥ 改正障害者差別解消法事業者向けパンフレットの配布

6月27日(火)

⑦ 事業者関係団体への県政出張講座開催依頼の通知発送

1月12日(金)